

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見の 募集等に対する意見書

2024年（令和6年）8月21日
日本弁護士連合会

本年7月31日に警察庁からなされた第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見の募集に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

1 新たな計画に盛り込むべき事項

見直し後の新たな計画には、以下の事項を盛り込むべきである。

- (1) 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等への支援の取組
- (2) 国による一元的な犯罪被害者等施策の推進・強化
- (3) 犯罪被害者等に対する経済的支援施策の抜本的な拡充（具体的には、犯罪被害者等補償法を制定すること。同法は、損害回復・経済的支援等への取組について犯罪被害者等が国家から補償を受ける権利があること（2017年当連合会人権擁護大会決議参照）を明記した上で、①加害者に対する損害賠償請求により債務名義を取得した犯罪被害者等への国による損害賠償金の立替払制度、②加害者に対する債務名義を取得することができない犯罪被害者等への補償制度、の2つを柱とした内容とすべきである。）

2 新たな計画に盛り込むべき理由

- (1) 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等への支援の取組について

過去、犯罪被害を受けた者やその遺族の中には、加害者から適正な金額の損害賠償を受けることができず、その後も様々な経済的負担を被り、精神的苦痛の慰謝・回復がなされず、現在もなお困難な状況にある者も多い。

国による犯罪被害者等への支援のひとつである犯罪被害者等給付金の金額については、これまで累次の改正がなされているものの、かつてこれを受給した犯罪被害者等は当時の低い基準額で受領したにとどまり、その後になされた犯罪被害者等給付金の支給額引上げの対象にはなっておらず、今般の犯罪被害者等給付金の引上げにおいても、過去の犯罪被害者等は対象とされていない。

これらの犯罪被害者等に対し、国が、平穏な日常生活を取り戻すための支援

を行っていく必要がある。現在ある支援を取りこぼすことなくかつ途切れなく受けることができる支援体制の構築及び、現在ある支援のみでは困難な状況が解消されない犯罪被害者等に対する新たな制度の創設が求められる。そこで、検討組織を立ち上げて、上記支援体制の構築及び新たな制度の創設について、検討に着手することを求める。

(2) 国による一元的な犯罪被害者等施策の推進・強化について

2023年6月6日第16回犯罪被害者等施策推進会議において、国における司令塔機能の強化を図っていくことが決定された。

具体的には、犯罪被害者等施策の推進に関し、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図るとされている。

ただし、ここでは、司令塔機能の強化を図るとしながらも、その具体的な内容は総合的な「調整」や進捗状況の「点検・検証・評価」にとどまっており、既存の犯罪被害者等施策のより円滑な調整機能を果たすことができたとしても、残された課題や新たな課題に積極的に取り組むことができる機能を果たすには至っていない。

また、あくまで「調整」にとどまることから、犯罪被害者等施策の所管官庁が分散した状態は固定されたままである（縦割り行政の弊害等）。犯罪被害者等を支援する立場からの統一的な施策を推進することは、現状では極めて困難と評価せざるをえない。

犯罪被害者等施策の一層の推進のためには、犯罪被害者等基本計画の策定にあたり、これまでの課題を抽出して対応策を主体的（積極的・能動的）に提示し、犯罪被害者等施策の進捗状況に応じ、かつ時代に即した新たな施策を国として立案していく必要がある。

そのためには、所管官庁や関係機関の調整にとどまることなく、国による一元的な犯罪被害者等施策の推進・強化を行うための具体的な検討が求められる。

(3) 犯罪被害者等に対する経済的支援施策の抜本的な拡充について

当連合会は、過去の基本計画策定にあたり、犯罪被害者等への経済的支援を拡充するためには犯罪被害者等補償法の制定等が必要であると訴え続けてきた。

しかし、第4次犯罪被害者等基本計画に至っても未だ、「第1 損害回復・

「経済的支援等への取組」において犯罪被害者等の経済的損害回復の実現に向けた具体的施策が盛り込まれていない。同基本計画には、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行うこと（施策番号11）、犯罪被害給付制度の運用改善（施策番号13）のほか、2019年5月に成立した民事執行法等改正法の附帯決議を踏まえ、諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行うこと（施策番号12）が盛り込まれ、公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各國の民事法制等に関する調査研究が実施されたものの、その結果に応じた検討については示されていない。なお、2024年6月15日に犯罪被害者等給付金の給付基礎額の最低額一律引上げ等を内容とする改正施行令が施行されたが、この改正は基本計画の施策として実現したものではなかった。

そこで、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究（施策番号12）の結果を踏まえ、見直し後の基本計画においては、本意見の趣旨記載の新たな補償法制定に向けた具体的施策が盛り込まれるよう強く求めるものである。

以上